

意見募集案件	北広島市長期優良住宅建築等計画認定申請手数料徴収条例の改正(案)について
担当課	建設部建築課 電話 011-372-3311 内 4205

意見募集期間	令和 3 年12月15日(水) から 令和 4年 1月17日(月) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(建設部建築課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島12月 15日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) <p>建設部建築課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-0840 電子メールアドレス: ken@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和4年2月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等」の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行います。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別紙「北広島市長期優良住宅建築等計画認定申請手数料徴収条例」の改正(案)のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 改正後は、長期優良住宅の認定申請をする場合は、所定の手数料を納めなければなりません。</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 北海道建設部手数料条例、千歳市手数料徴収条例等</p>
対象となる政策等 の原案	別紙「北広島市長期優良住宅建築等計画認定申請手数料徴収条例」の改正(案)のとおり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント後のスケジュール <p>令和4年市議会第1回定例会に提案予定</p>